

議案第30号

守口市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成27年6月19日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

守口市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年守口市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病のうち平成26年4月1日」を「平成26年12月31日現在」に改め、「有する者」の次に「（難治性の肝炎のうち劇症肝炎又は重症急性^{すい}膵炎を有する者に
については、同日において当該疾患を理由として第6条に規定する医療証の交付を受けている者であつて同日以後引き続き当該医療証を所持しているもの又は同日以後に府の区域内にある市町村から転入した者であつて同日前から転入する日までの間において当該疾患を理由として当該市町村から交付された当該医療証に相当する証書を所持していたもの）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。